

仕 様 書

1 委託業務名

次期三重県人口減少対策方針策定業務

2 業務の目的

本県では、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」（以下、「方針」という）を策定し、10年先の展望に基づき、令和5年度から4年間の取組方向を位置づけ、エビデンスに基づく人口減少対策をすすめている。

自然減対策については、結婚・子どもを持つことの希望の実現に向けて、ライフステージに応じた切れ目のない対策に取り組んでおり、社会減対策については、転出超過の改善に向けて、定住促進と流入・Uターン促進に取り組んでいる。

現行の方針の計画期間が令和8年度までとなっていることから、これまでの取組の総括と将来人口推計に基づいた具体的な取組方向を示す必要がある。また、本県では、「三重県人口ビジョン」の見直しを行っており、新たな将来人口推計をもとに、人口減少の影響を整理・検討する必要がある。

本業務は、これまで方針に基づき取り組んできた施策の成果と2040（令和22）年の将来人口推計から見えてくる各分野にわたる人口減少の課題を総合的に捉え、横断的な対応を具体化するとともに、県の関係部局が連携しながら対策に取り組むうえでの指針となる次期「三重県人口減少対策方針」を策定することを目的とする。

3 業務の内容

以下に掲げる業務を実施すること。

（別添「次期人口減少対策方針策定業務」にかかるスケジュール（案）参照）

（1）次期方針の策定のための調査・分析

下記ア～ウに掲げる事項について、次期方針の策定に必要な分析、課題抽出、効果検証等を実施すること。

ア 重要業績評価指標の検証

現行の人口減少対策方針で掲げた、重要業績評価指標（KPI）等を活用し、各施策の効果検証を行うこと。

（参考）

三重県 県政レポート「みえ元気プランで進める7つの挑戦 （7）人口減少への総合的な対応」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci500003270.htm>

イ 他都道府県との比較による分析及び課題抽出

国等が公開している最新の国勢調査や人口動態統計調査等の統計データ等を活用し、本県における人口減少の現状について分析を行うこと。

分析にあたっては、「自然減」「社会減」それぞれに人口減少の原因に関わる指標を設定し、他都道府県との比較等を通じて、本県の強み、弱みをチャート図などで見える化しわかりやすく整理すること。

ウ 家族形態別、ライフステージ別による分析及び課題抽出

社会情勢や時代の潮流をふまえ、家族形態（単身世帯、子育て世帯等）、ライフステージ別（進学、就職、結婚、妊娠・出産、子育て、UIターン等）の課題を整理分析すること。その際、男女別の違いや時代とともに変化するニーズ、意識・社会構造とのギャップから生じる問題点を明確にすること。

(参考)

三重県 みえ県民1万人アンケート

<https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/mieishiki/index.htm>

(2) 2040（令和22）年を見据えた人口減少にかかる課題の整理

(1) をふまえ、2040（令和22）年に想定される変化・課題を、産業、医療、介護、子育て、教育、インフラ、交通、行政、多文化共生など幅広い分野において、整理すること。

(参考)

静岡県 2040（ニーマルヨンマル）基本方針

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/1080069.html>

(3) 人口減少における具体的な取組方向の整理

ア 緩和策の整理

(2) の 2040（令和22）年に想定される人口減少による影響を見据えて、人口減少のスピードを緩和するため、おおむね5年間に取り組むべき具体的な施策の方向性を整理すること。

なお、検討内容については、第1回「三重県人口減少対策有識者会議」（令和8年9月開催予定）の資料として活用することを想定する。

イ 適応策の整理

(2) の 2040 (令和 22) 年に想定される人口減少による影響を見据えて、人口規模が縮小しても持続可能な地域づくりを推進するためおおむね 5 年間に取り組むべき具体的な施策の方向性を整理すること。

施策の検討にあたっては、スマートシュリンクや広域的な連携等の観点から取り組むべき施策の方向性を整理すること。

その際、他地域や海外の先進事例など、モデルケースとなる情報を収集・整理するとともに、本県の社会構造や我が国の社会保障制度等をふまえ、本県において実現可能な取組を整理すること。

なお、第 2 回「三重県人口減少対策有識者会議」(令和 8 年 11 月開催予定)の資料となることを想定するものとする。

(4) 次期三重県人口減少対策方針(案)の作成

(1)～(3)をふまえ、三重県人口減少対策方針(中間案)および三重県人口減少対策方針(案)を作成すること。

(5) 三重県人口減少対策有識者会議への参加等

本委託業務が三重県人口減少対策有識者会議の議論を踏まえたものとなるよう、当会議にオブザーバーとして参加すること。

また、会議結果概要を会議後速やかに作成し、三重県へ提出すること。

(6) 三重県との協議・調整

本委託業務を進めるうえで、定期的に打ち合わせ協議を行うものとする。

なお、打ち合わせごとに議事録を作成し、速やかに三重県へ提出すること。

4 業務に用いる資料

業務に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【業務に用いることが想定される資料】

- ・ 三重県「強じんな美し国ビジョンみえ」
<https://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」
- ・ 総務省「国勢調査」、「住民基本台帳人口移動報告」
- ・ 三重県 令和 5 年 8 月策定「三重県人口減少対策方針」及びアクションプラン
https://www.pref.mie.lg.jp/JINKOU/HP/m0354400001_00001.htm

- ・三重県 県政レポート「みえ元気プランで進める7つの挑戦 (7) 人口減少への総合的な対応」
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci500003270.htm>
- ・三重県 人口減少に関する調査・分析
令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」報告書及び成果品
令和5年度「三重県人口移動実態調査・要因分析業務」報告書及び成果品
令和6年度「三重県人口減少対策調査分析業務」報告書及び成果品
令和7年度「三重県人口減少実態等調査分析業務」報告書及び成果品
令和7年度「三重県における非正規雇用実態調査・分析業務」報告書及び成果品
令和7年度「ジェンダーギャップ解消に向けた取組効果調査分析業務」報告書及び成果品
<https://www.pref.mie.lg.jp/JINKOU/HP/m0354400001.htm>
令和8年度実施予定「令和8年度三重県人口減少実態等調査分析業務委託」
- ・三重県 令和8年度改定予定「三重県人口ビジョン(案)」
*令和8年2月開催の三重県人口減少対策有識者会議資料「三重県人口ビジョン(案)」は、以下県HPに掲載されています。
<https://www.pref.mie.lg.jp/JINKOU/HP/m0354400011.htm>
- ・三重県 令和6年度 男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査
<https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/0002368620001.htm>
- ・三重県 みえ県民1万人アンケート
<https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/mieishiki/index.htm>
- ・その他、必要な資料

5 業務実施上の注意事項

- (1) 見積金額には資料確認や意見に伴う全ての経費を含むものとする。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。
- (3) 三重県では「令和8年度三重県人口減少実態等調査分析業務委託」を別途契約予定であり、「令和7年国勢調査結果の分析」、「住民基本台帳人口移動報告(令和7年)の分析」、「自然動態・社会動態に関するデータの29市町別及び県内5地域別比較」、「若者の定住促進及び流入・Uターン促進に向けた調査の実施及び分析」等を行うこととしている。その経過や結果を三重県から個別に提供するので、必要に応じて本業務に用いること。
- (4) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (5) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (6) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。

- (7) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

7 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、三重県人口減少対策方針（案）の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。なお、すべての成果物について、編集可能なデータ形式およびPDF版を作成した上で納品すること。

必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。なお、令和8年11月を目途に、中間報告として方針（案）を三重県に提出することとする。

- (1) 第1回「三重県人口減少対策有識者会議」（令和8年9月開催予定）資料
- (2) 第2回「三重県人口減少対策有識者会議」（令和8年11月開催予定）資料
- (3) 「三重県人口減少対策方針（中間案）」
- (4) 「三重県人口減少対策方針（案）」（A4判） 8部
- (5) 「三重県人口減少対策方針（案）」概要版
- (6) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (7) 上記（1）～（6）にかかる電子データ 一式

8 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

9 支払方法

精算払い

10 業務実施上の条件

- ・ 契約締結権者は、三重県会計規則（以下「規則」という）第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部または一部を解除することができるものとする。
- ・ 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しない時は、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- ・ 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。

- ・その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

1 1 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがきるものとする。

1 2 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 通報等の義務

受託者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者がア②または③の義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。